

	姫路市	川西市	尼崎市
第1条	目的	目的	この条例の目的
第2条	定義	定義	定義
第3条	基本理念	基本理念	基本理念
第4条	市の責務	市の責務	市の責務
第5条	市民の責務	市民の役割	市民の責務
第6条	事業者の責務	事業者の役割	事業者の責務
第7条	市民団体の責務	教育関係者の役割	性別による差別的取扱い等の禁止
第8条	教育関係者の責務	市民公益活動団体の役割	公衆に表示する情報に関する留意
第9条	性別による権利侵害の禁止	性別による権利侵害の禁止	男女共同参画計画
第10条	公衆に表示する情報に関する留意	公衆に表示する情報に関する配慮	年次報告
第11条	姫路市男女共同参画プラン	男女共同参画計画	調査研究
第12条	施策の策定等に当たっての配慮	報告書の作成	市民等の意見の反映
第13条	市民等の理解を深めるための措置	調査研究	財政上の措置
第14条	附属機関等における構成員の男女の比率	施策の策定等に当たっての配慮	男女共同参画社会づくりに関する教育の推進
第15条	情報収集等	広報活動等	市民等の理解を深めるための措置
第16条	市民等に対する支援	活動への支援	市民等に対する支援
第17条	推進体制の整備	教育及び学習の機会	家庭生活における活動とその他の活動との両立の支援
第18条	苦情等の申出への対応	防災及び減災の分野における施策の推進	事業者等への支援等
第19条	年次報告	仕事と生活の調和の推進	市における男女共同参画の機会の確保
第20条	拠点施設	拠点施設	配偶者等からの暴力の防止等
第21条	姫路市男女共同参画審議会	苦情等への対応	推進員等
第22条		委任	申出等の処理
第23条			申出処理委員
第24条			尼崎市男女共同参画審議会
第25条			委任
第26条			